

「(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する 7 月 22 日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
全般的事項	<p>① 事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）は、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であり、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域である。</p> <p>特に、緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、対象事業実施区域から除外すること。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員，太田委員，木村委員， 野口委員，山本(和)委員，由井委員】 P191～204</p>	<p>事業実施想定区域のうち、加美町の鬢櫛山の西側 2km 付近は緑の回廊、鳥獣保護区、地すべりの後方崖、保安林、自然林、翁山・小国川自然林などが重なっている区域である。このような重要な区域を配慮書において回避しないのでは、図書作成の意味がない。この区域を対象事業実施区域から除外すること。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員】 P106,115,191,193,204,208,</p>	<p>配慮書で取りまとめたとおり、ご指摘のような区域が事業実施想定区域と重複していることを確認しています。特に自然環境面から指定されている区域が重複している状況ですが、一方で、文献その他の資料調査や有識者ヒアリングにおいて、事業実施想定区域やその近傍で詳細に調査された結果はない状況です。また、空中写真や現地視察での状況を踏まえると、道路や林道も通っており、また、ブナ林も伐採され林冠が疎になっている場所や、伐採されたあと再生したと思われる二次林なども広く分布している状況です。これらことから、配慮書段階では、区域からの除外を行わず、今後実施する詳細な現地調査の結果や、関係機関との協議、有識者からの助言などを踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、方法書以降の段階において、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p>

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
	<p>② 当該事業区域で風力発電事業を実施することとした理由を記載すること。</p> <p>なお、理由の記載に当たっては、風況等の事業性だけでなく、生活環境や自然環境への負荷などにも配慮し検討した複数あるいは広域の対象事業区域案を提示し、その比較検討による対象事業実施区域の絞り込み経過も併せて記載すること。</p> <p style="text-align: center;">【山本会長，石井委員，太田委員】P7</p>		<p>「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」（経済産業省、平成25年9月）において「風力発電所の場合、当初の計画では広めの範囲を設定し、その後の調査等を踏まえ、発電所の位置、規模を絞り込むプロセスを経ることもある。このような「区域を広めに設定する」ことは、計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおいて「位置、規模の複数案の一種とみなすことができる」とされております。事業者としてもこの考え方を参考とし、配慮書段階では、区域を広めに設定し、今後の調査等を踏まえて、発電所の位置、規模を絞り込むことを考えております。従って、配慮書においては事業実施区域の複数案の設定及びそれらの比較検討をしておりますが、現段階の事業実施区域の絞り込みについては、「風況条件」、「社会インフラの整備状況」、「法令等の制約を受ける場所」及び「環境保全上留意が必要な場所」を考慮して実施しております（配慮書P.2.2-5(7)～2.2-19(21)に記載）。</p> <p>自然環境及び生活環境の観点においては、以下の点を検討した上で、事業実施想定区域を設定しております。</p> <p>●自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の第1種・第2種・第3種特別地域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、事業実施想定区域から除外しています。 ・鳴子峡への景観の影響に配慮すべく、事業計画範囲を縮小した結果として、現在の事業実施区域を設定しております。 ・御所山県立自然公園の普通地域、鳥獣保護区、保安林、緑の回廊、重要な植物群落、自然植生、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）は、今後、当該区域内での事業の実施に関して関係機関との協議や現地調査を実施し、重大な影響が及びうると判断した場合には、方法書以降の段階において、変更区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。 <p>●生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境への影響に配慮し、学校、医療機関、福祉施設や住宅等から500mの範囲については、環境配慮のため事業実施想定区域から除外しています。

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
水質	③ 事業区域及びその周辺は、水道水源特定保全地域に指定されているため、水質への影響が最小限となる事業計画とすること。 【木村委員】 P194		水質への影響が最小限となるよう事業計画を検討いたします。
地形・地質	④ 事業区域及びその周辺には、重要な地形（屏風岩）、土砂災害防備保安林、土石災害危険箇所（土石流危険溪流）及び地すべり地形が存在するため、それらの区域を対象事業実施区域から除外すること。 【伊藤委員】 P50,52,56,P204～P208		「屏風岩については断崖・岩壁であり、風力発電機を設置しない。」（配慮書 P.56）としており、直接改変はいたしません。土砂流出・崩壊防備保安林、土石流危険溪流に関しましては、対象事業実施想定区域から適切な範囲を除外するように検討してまいります。地すべり地形に関しましては、関係機関との協議を踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、方法書以降の段階において、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。
植物	⑤ 事業区域内において、加美町と山形県最上町との境界周辺は、植生自然度の高い森林がまとまって存在しているため、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられることから、対象事業実施区域から除外すること。 【野口委員】		配慮書で取りまとめたとおり、ご指摘のような区域が事業実施想定区域と重複していることを確認しています。一方で、文献その他の資料調査や有識者ヒアリングにおいて、事業実施想定区域やその近傍で詳細に調査された結果はない状況です。また、空中写真や現地視察での状況を踏まえると、道路や林道も通っており、また、ブナ林も伐採され林冠が疎になっている場所や、伐採されたあと再生したと思われる二次林なども広く分布している状況です。これらのことから、配慮書段階では、区域からの除外を行わず、今後実施する詳細な現地調査の結果や、関係機関との協議、有識者からの助言などを踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、方法書以降の段階において、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。
景観	⑥ 主要な眺望点だけでなく、薬菜山の風景が良く撮影されるポイントからも、風力発電設備が写り込まないようにすること。 【平野委員】		風景が良く眺めを楽しまれるような具体的なポイントを特定できる場合は、主要な眺望点として追加選定のうえ、景観への影響を予測評価し、影響を回避又は極力低減するよう配置等を検討いたします。
	⑦ 薬菜山周辺、鳴子温泉郷からは風力発電設備が極力見えないようにすること。 【平野委員】		関係機関や住民のご意見を踏まえ、極力見えないように配置を検討してまいります。

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
	<p>⑧ 眺望点として、国道47号に沿う温泉街（川渡温泉，鳴子温泉，中山平温泉まで），陸羽東線の車窓，国道47号沿線なども選定し，それらの眺望点からの景観への影響に最大限配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【平野委員，山本（和）委員】</p>		<p>国道沿いの眺め、鉄道の車窓からの眺めについては、公的なHP等で紹介されるビューポイントや駐車帯等、ポイントを特定できる場合には主要な眺望点として追加選定し、景観への影響に最大限配慮してまいります。</p>
人と自然との 触れ合いの活 動の場	<p>⑨ 事業区域周辺でバードウォッチング等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，予測及び評価を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【永幡委員】</p>		<p>今後さらなる情報収集に努め、対象事業実施区域周辺において、静穏環境における利用を前提としたバードウォッチング等も含めた主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、具体的な活動場所や利用状況等の現況を確認の上、予測評価を実施いたします。</p>
放射線の量	<p>⑩ 事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから，対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定すること。</p> <p style="text-align: right;">【石井委員】 P127</p>		<p>今後の手続きにおいて、土壌の放射線物質濃度の測定を手法と併せて検討いたします。</p>